参考３－１

７ス庁第1672号

ス ポ ー ツ 審 議 会

次に掲げる事項について、別紙理由を添えて諮問します。

第４期スポーツ基本計画の策定について

令和７年11月21日

ス ポ ー ツ 庁 長 官　　河　合　純　一

（理由）

スポーツに関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務並びにスポーツ団体の努力等を明らかにするとともに、スポーツに関する施策の基本となる事項を定めるスポーツ基本法が、本年６月に改正された。基本理念等に関わる大改正は、平成23年に法律が制定されてから14年ぶりであるが、この間、平成27年10月にスポーツ庁が発足したほか、アジア初開催となったラグビーワールドカップ2019日本大会、コロナ禍で１年延期を経て開催された東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会など、ビッグイベントが続き、スポーツの力で日本中が大きな盛り上がりを見せた。

一方、時代の変遷に伴い、部活動の地域展開等をはじめとした地域スポーツの振興、スポーツ・インテグリティの確保、デジタル技術の活用等、新たな課題への対応が必要となってきている。

こうしたスポーツを取り巻く社会環境が大きく変化し、スポーツの価値や社会的役割の重要性のより一層の高まりを受け、今回の改正は、スポーツを通じた社会課題の解決への期待に応えるとともに、スポーツ権の実質化を図り、国民や社会全体のウェルビーイングの向上を図る観点から必要な改正が行われたものである。また、国、地方公共団体、スポーツ団体、民間事業者等の相互の連携・協力の下、改正の趣旨や理念を踏まえた更なる施策の推進が求められている。

令和４年3月に策定した現行の第３期スポーツ基本計画（以下「第３期計画」という。）は、東京大会の無形・有形のスポーツ・レガシーの継承・発展に向けて、国民がスポーツを「する」「みる」「ささえる」ことを真に実現できる社会を目指すために、「つくる／はぐくむ」「あつまり、ともに、つながる」「誰もがアクセスできる」という新たな視点・手法を取り入れ、特に重点的に取り組むべき施策を示すとともに、今後５年間に総合的かつ計画的に取り組む施策として12項目を掲げ、取組を進めているところである。

スポーツ審議会及びスポーツ基本計画部会における御議論を経て、令和７年７月にとりまとめられた第３期計画の前半期の取組状況に係る中間評価では、パリ大会における日本選手団の輝かしい結果をはじめ、これまでの取組が一定の役割を果たしてきたことを評価している。

一方で、計画策定時以降も社会が刻々と変化していく中で、新たな時代にふさわしい目標や指標の在り方を検討していく必要性が生じていること、例えば、特に働く世代や女性のスポーツ実施率の伸び悩み等、実績値の推移から明らかとなった課題及びアスリートに配慮した国際競技力の向上やインテグリティ確保等の環境整備、誹謗中傷対策、気候変動への対応や、地域スポーツにおける地域間格差の解消等、新たに顕在化してきた課題への対応の必要性についても指摘されている。

今後、ミラノ・コルティナ2026冬季オリンピック・パラリンピック競技大会、愛知・名古屋2026アジア・アジアパラ競技大会、ワールドマスターズゲームズ2027関西、ロサンゼルス2028オリンピック・パラリンピック競技大会と、国際競技大会が続いていく。これらの大会は、国際競技力の向上はもちろん、スポーツを通じた共生社会を実現するにあたって重要な機会である。また、急激な少子化が進む中において、将来にわたり子供たちが発

達段階に応じて継続的に多様なスポーツに親しむことができる機会の確保が重要であり、部活動の地域展開等のより一層の取組が必要である。

さらに、社会が急速に成熟・変化していくことに伴い、スポーツに求められる役割が更に幅広く、深化している。このような中、楽しさや喜びといった、「スポーツそのものが有する価値」だけではなく、「スポーツが社会活性化等に寄与する価値」への期待が高まってきている。

以上のことを踏まえつつ、令和９年度からの第４期スポーツ基本計画（以下「第４期計画」という。）を策定するに当たり、主に次の事項を中心に御審議をお願いしたい。

第一に、改正スポーツ基本法の理念や第３期計画の中間評価等を踏まえ、これからの時代にふさわしいスポーツ政策の在り方についてお示しいただきたい。

スポーツには、「する」「みる」「ささえる」といった活動への参加を通じて人々に楽しさや喜びをもたらすのみならず、スポーツを通じて人々が「集い」「つながる」ことによって社会活性化や課題解決、持続可能な社会の実現に貢献する価値がある。こうした価値を認識し、急激な少子化により直面する大幅な競技人口の減少や気候変動に伴うスポーツ実施環境の変化、デジタル技術の発展といった大きな変化の中、年齢、性別、障害の有無等にかかわらず全ての国民がスポーツの多様な価値を享受することができ、ひいては日本社会全体のウェルビーイングが向上するために必要なスポーツ政策の方針について御検討をお願いしたい。

第二に、第一のこれからの時代にふさわしいスポーツ政策の在り方を踏まえた、今後５年間のスポーツ政策の目指すべき方向性及び主な施策の内容についてお示しいただきたい。その際、スポーツ基本計画の取組の方向性や具体的施策が、社会の変化に柔軟に対応し、現代の課題解決に向け実効性を高め、スポーツを通じて社会に活力を与えられるよう、特に以下の点について御検討いただきたい。

○　部活動の地域展開をはじめとした、子供たちが将来にわたり豊かで幅広いスポーツに親しむ機会の確保・充実
○　年齢、性別、障害の有無等にかかわらず、誰もが生涯を通じてスポーツを継続できる環境の整備、共生社会の実現
○　アスリートに配慮した国際競技力の向上、国際大会開催支援等、全てのアスリートが自ら持つ可能性を発揮することができる環境の実現
○　まちづくりや成長産業化、デジタル技術の活用等、スポーツを通じた地方創生・経済の活性化
○　気候変動にも対応した安心・安全な実施環境の整備や、人材・資金の好循環等のスポーツ推進のための環境の整備
○　スポーツ団体のガバナンス、暴力等の根絶、誹謗中傷や不正操作への対応、ドーピング防止活動等、スポーツ・インテグリティの確保

以上の点について、自由闊達に御審議いただき、来年度中に、第４期計画に盛り込むべき内容として、今後のスポーツ施策の推進についての基本的方針及び諸方策を御提示いただきたい。これが今回の諮問を行う理由である。

◦